

第2回 富山県特別支援教育将来構想検討会

参 考 資 料

[目 次]

富山県における特別支援教育の現状

I 共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場の整備	・・・	1
II 学校、家庭、地域、医療・福祉・保健・労働等の連携強化	・・・	12
III 多様な教育的ニーズに対応できる教員の専門性向上	・・・	16
IV ICTや専門家の活用による指導の充実	・・・	20
V 企業と学校、家庭が一体となった就労支援	・・・	22
VI 特別支援学校の施設設備等、教育環境の整備	・・・	27

国や県における特別支援教育の動向

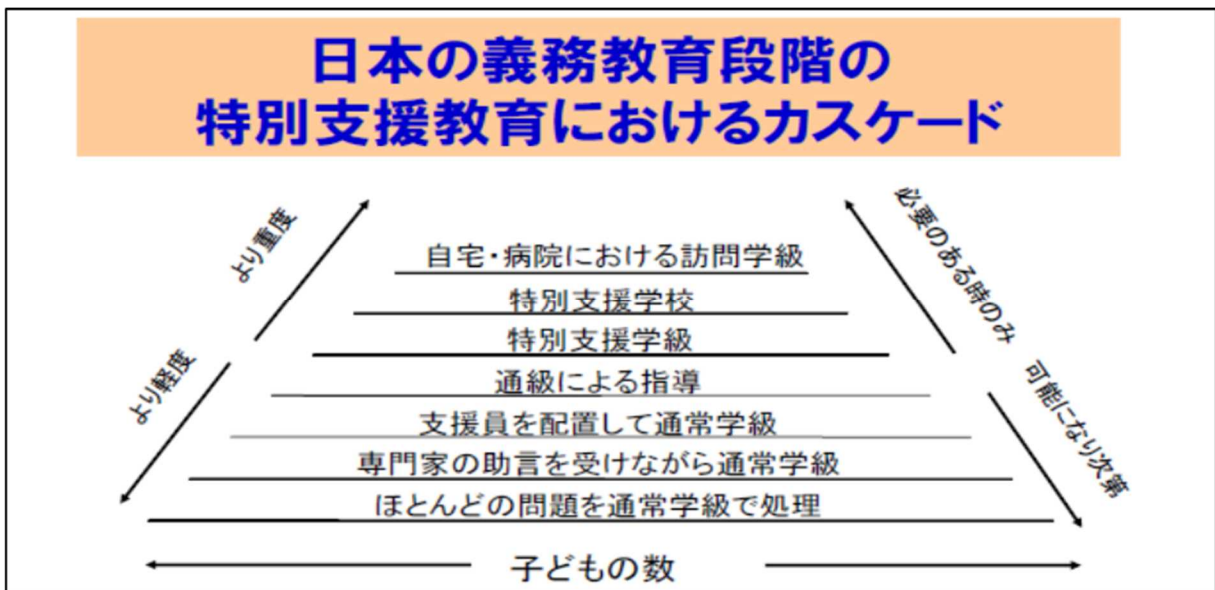
・「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」概要	・・・	30
・「令和3年度特別支援教育の推進」（富山県教育委員会）	・・・	31
・「特別支援学校・特別支援学級の設置数及び在籍者数、通級による指導を受けている児童生徒数等の推移（全国）」	・・・	32
・「特別支援学校設置基準の制定（案）」概要	・・・	35

I 共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場の整備

1 多様な学びの場の整備

(1) 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、基本的には同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備が重要。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」(カスケード)を用意しておくことが必要。



資料：中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会における論点整理

(2) 富山県における多様な学びの場

- 特別支援学校(障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を行う)

訪問教育(通学困難)

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱

- 特別支援学級(障害の種別ごとの少人数学級で、一人一人に応じた教育を行う)

弱視 難聴 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱

言語障害 自閉症・情緒障害

- 通常の学級

通級による指導(ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な指導の場で行う)

弱視※ 難聴※ 言語障害 情緒障害 学習障害

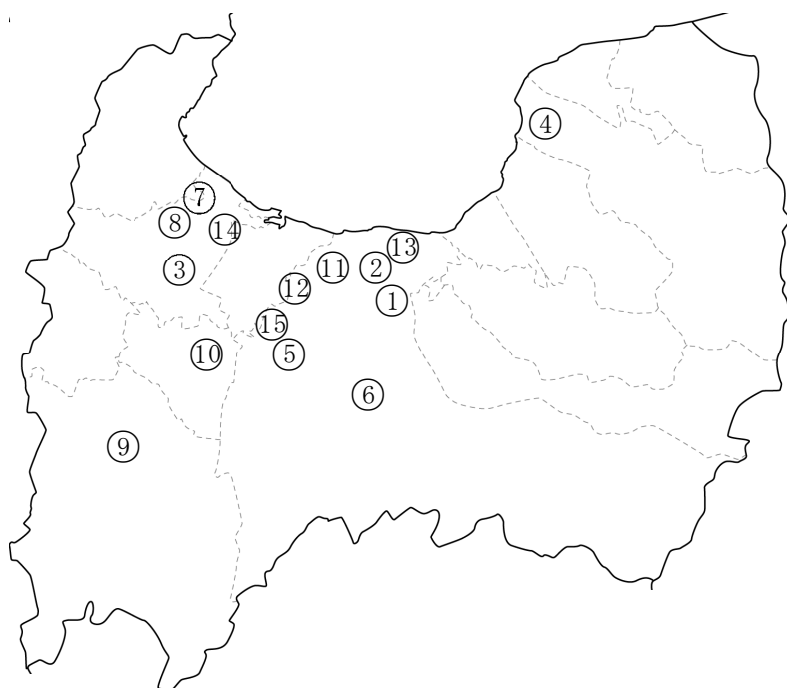
※は、特別支援学校において実施

校内体制による支援 校内委員会の設置
特別支援教育コーディネーターの指名
特別支援教育支援員(ステイメイト等)の活用 など

2 特別支援学校の設置

(1) 特別支援学校の設置状況

富山県内には、特別支援学校が15校設置されている。



(2) 対象とする障害種別と設置学部

	学 校 名	対象とする 障害種別	設置学部
①	富山視覚総合支援学校	視・病(高のみ)	幼小中高専
②	富山聴覚総合支援学校	聴・知(高のみ)	幼小中高専
③	高岡聴覚総合支援学校	聴・知(高のみ)	幼小中高
④	にいかわ総合支援学校	知・肢	小中高 訪
⑤	しらとり支援学校	知	小中高
⑥	富山高等支援学校	知	高
⑦	高岡支援学校	知	小中高 訪
⑧	高岡高等支援学校	知	高
⑨	となみ総合支援学校	知・肢	小中高 訪
⑩	となみ東支援学校	知	小中
⑪	富山大学人間発達科学部附属特別支援学校	知	小中高
⑫	富山総合支援学校	肢・知(高のみ)	小中高 訪
⑬	高志支援学校(高等部こまどり分教室)	肢	小中高
⑭	高岡市立こまどり支援学校	肢	小中
⑮	ふるさと支援学校	病	小中高 訪

※障害種別は、視：視覚障害、聴：聴覚障害、知：知的障害、肢：肢体不自由、病：病弱

※設置学部は、幼：幼稚部、小：小学部、中：中学部、高：高等部、

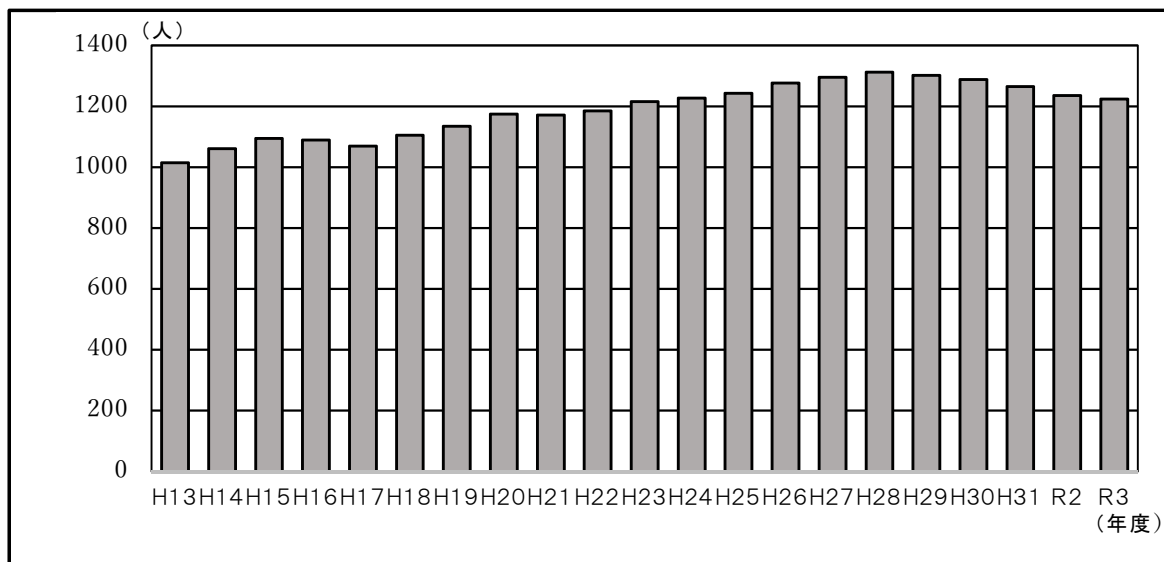
専：高等部に専攻科を設置、訪：訪問教育を実施

(3) 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校の児童生徒数は、平成 28 年頃まで増加傾向であったが、その後は横ばいからやや減少傾向である。

<特別支援学校在籍数の推移>

調査日(5月1日) 調査元(県立学校課)



年 度	H13	H18	H23	H28	R3
特別支援学校在籍者数	1,015	1,105	1,215	1,306	1,224

<学部別の在籍者数の推移>

年 度	H13	H18	H23	H28	R3
幼 稚 部	19	12	7	14	10
小 学 部	360	386	403	417	443
中 学 部	246	283	340	300	260
高 等 部	390	424	465	575	511

<障害種別の在籍者数の推移>

年 度	H13	H18	H23	H28	R3
視 覚 障 害	35	30	29	25	18
聴 覚 障 害	71	68	56	52	42
知 的 障 害	608	731	865	994	949
肢 体 不 自 由	230	206	208	193	177
病 弱	71	70	57	42	38

(4) 特別支援学校における医療的ケアの状況

令和3年度、医療的ケアが必要な児童生徒は、特別支援学校に74名在籍している。

<特別支援学校に配置された看護師が医療的ケアを実施している児童生徒数>

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
児童生徒数	40	39	37	55	43	42	45	46	50	52

(単位：人)

<看護師が行う医療的ケアの内容>

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・薬液の吸入 | ・酸素吸入 |
| ・吸引（口腔内、咽頭部、鼻腔） | |
| ・導尿 | ・経管栄養 |
| ・エアウェイの挿入 | ・気管切開部の管理 |
| ・人工肛門、膀胱瘻の管理 | ・人工呼吸器の管理 |
| ・その他、主治医及び学校長が指示すること | |

この他、隣接する医療機関に所属する看護師や家庭で保護者が医療的ケアを実施している児童生徒が22名いる。

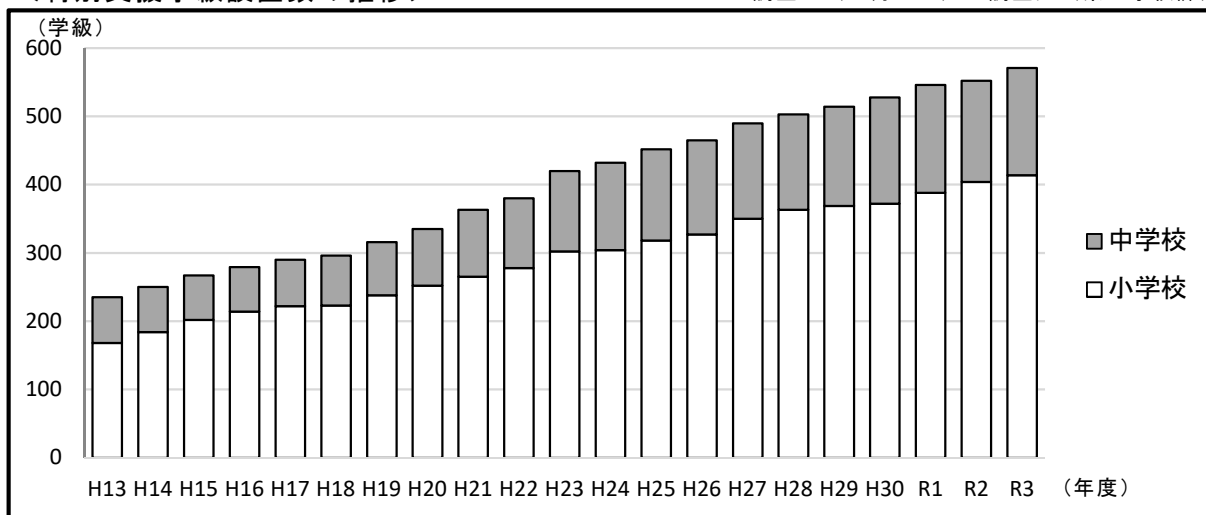
2 特別支援学級及び通級指導教室の設置

(1) 特別支援学級の設置状況及び在籍者数の推移

特別支援学級の設置数は、年々増加しており、20年前と比較すると、小学校で約2.5倍、中学校で約2.3倍となっている。中でも、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置数が大きく増加し、20年間で約12.7倍となっている。

<特別支援学級設置数の推移>

調査日（5月1日） 調査元（県立学校課）



<小学校>

年 度	H13	H18	H23	H28	R3
小学校 計	168	223	302	363	414
弱視	0	0	1	2	1
難聴	2	5	8	10	17
知的障害	130	156	159	174	187
肢体不自由	1	4	15	19	15
病弱・身体虚弱	7	7	8	11	18
言語障害	9	8	8	7	2
自閉症・情緒障害	19	43	103	140	174

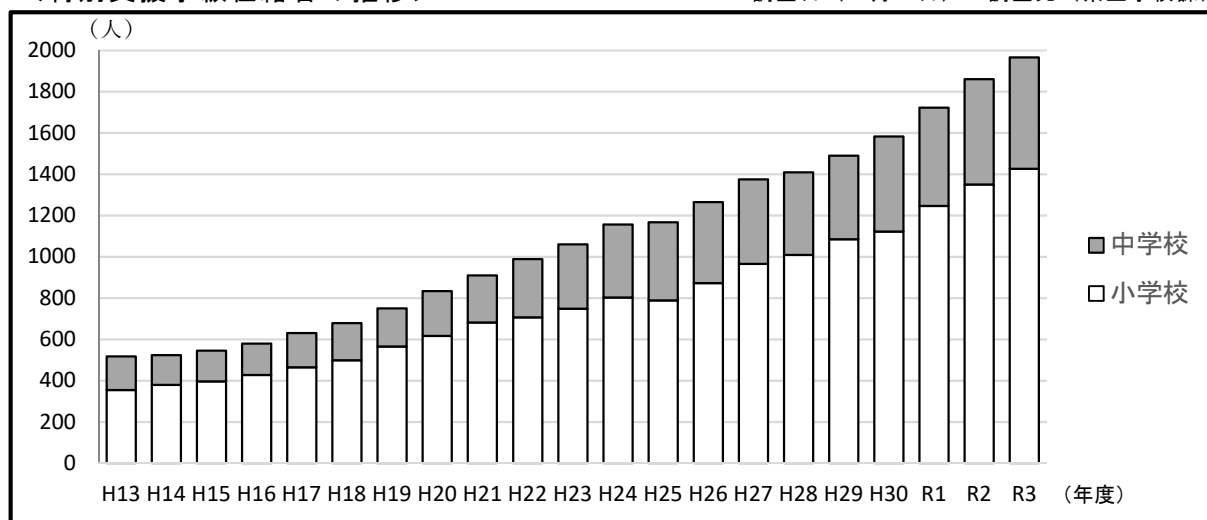
<中学校>

年 度	H13	H18	H23	H28	R3
中学校 計	67	73	118	140	157
弱視	0	0	0	0	0
難聴	0	0	2	6	4
知的障害	67	65	71	79	77
肢体不自由	0	0	2	2	5
病弱・身体虚弱	0	0	1	1	4
自閉症・情緒障害	0	8	42	52	67

特別支援学級の在籍者は、20年前と比較すると、小学校で約4.0倍、中学校で約3.3倍となっている。障害種別では、知的障害特別支援学級の在籍者が最も多いが、自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者が急激に増加しており、20年間で約20.3倍となっている。

<特別支援学級在籍者の推移>

調査日（5月1日） 調査元（県立学校課）



<小学校>

年 度	H13	H18	H23	H28	R3
小学校 計	355	499	748	1009	1427
弱視	0	0	1	2	1
難聴	3	10	8	10	19
知的障害	288	373	431	531	705
肢体不自由	1	8	20	27	17
病弱・身体虚弱	7	1	3	9	16
言語障害	12	12	19	14	4
自閉症・情緒障害	44	95	266	416	665

<中学校>

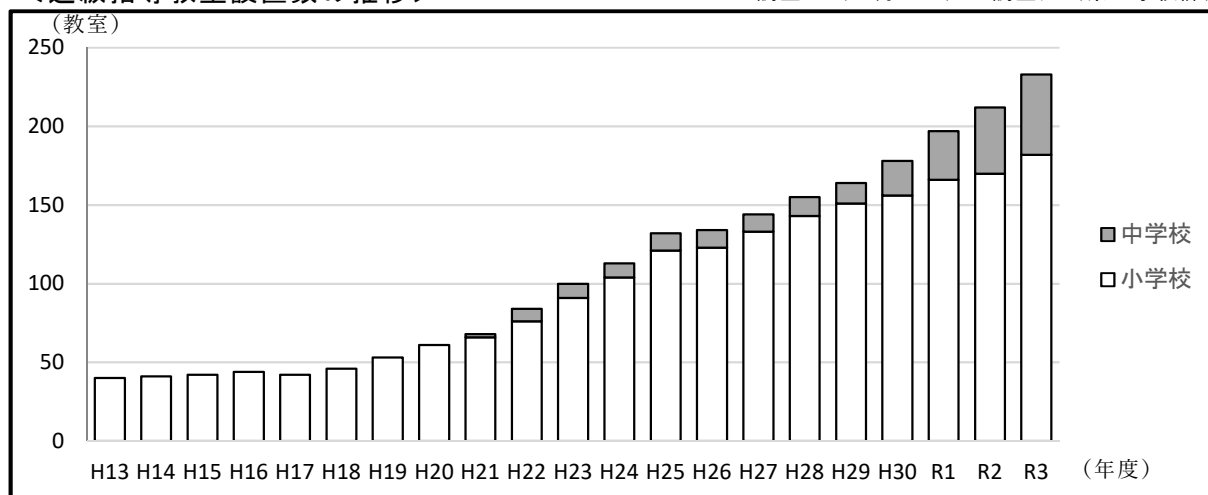
年 度	H13	H18	H23	H28	R3
中学校 計	163	180	313	400	540
弱視	0	0	0	0	0
難聴	0	0	3	6	4
知的障害	163	166	211	261	301
肢体不自由	0	0	3	2	7
病弱・身体虚弱	0	0	1	0	2
自閉症・情緒障害	0	14	95	131	226

(2) 通級指導教室設置数及び通級による指導を受ける児童生徒数の推移

通級指導教室の設置数は、年々増加しており、20年前と比較すると小学校で約4.6倍となり、中学校では、平成21年度に初めて設置してから急激に増加している。

<通級指導教室設置数の推移>

調査日(5月1日) 調査元(県立学校課)



<小学校>

年度	H13	H18	H23	H28	R3
小学校 計	40	46	91	143	182
言語障害	28	33	35	33	30
情緒障害	12	10	13	29	38
学習障害	0	3	43	81	114

<中学校>

年度	H13	H18	H23	H28	R3
中学校 計	0	0	9	12	51
情緒障害	0	0	0	0	1
学習障害	0	0	9	12	50

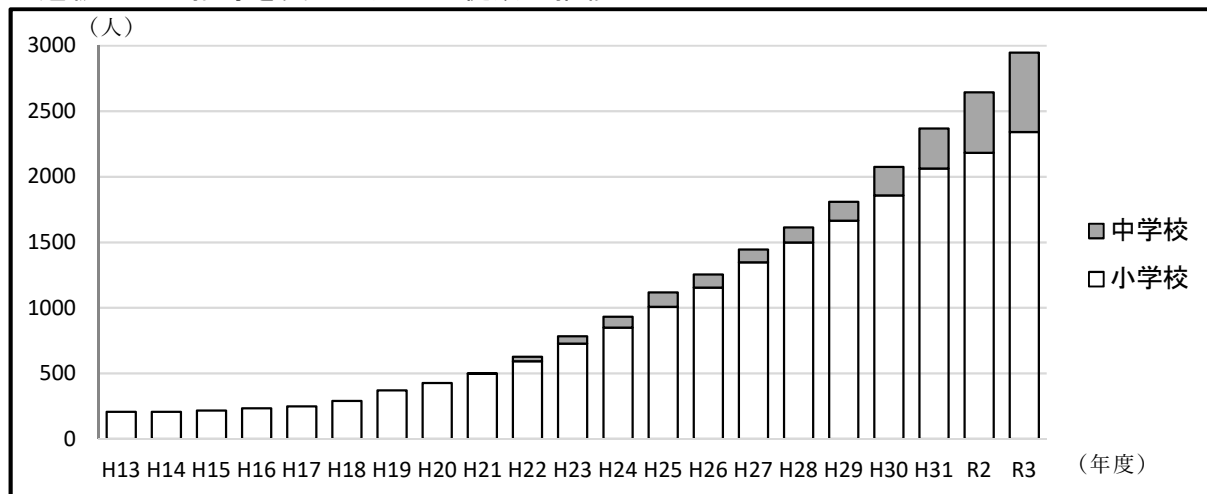
高等学校においては、平成30年度より通級による指導の制度が開始され、県立定時制高校4校に通級指導教室を設置した。

通級による指導を受ける児童生徒数は、年々増加しており、20年前と比較すると、小学校で約11.3倍となり、中学校では、平成21年度に初めて通級指導教室を設置してから急激に増加している。

<通級による指導を受ける児童生徒数の推移>

調査日（5月1日）

調査元（県立学校課）



<小学校>

年 度	H13	H18	H23	H28	R3
小学校 計	207	291	727	1500	2342
視覚障害	1	1	1	0	0
聴覚障害	3	1	2	2	0
言語障害	162	218	260	318	407
情緒障害	41	52	83	255	368
学習障害	0	19	381	925	1567

<中学校>

年 度	H13	H18	H23	H28	R3
中学校 計	0	0	57	115	606
情緒障害	0	0	0	0	13
学習障害	0	0	57	115	593

県立高校（定時制高校4校）において通級による指導を受ける生徒は、以下のとおり。

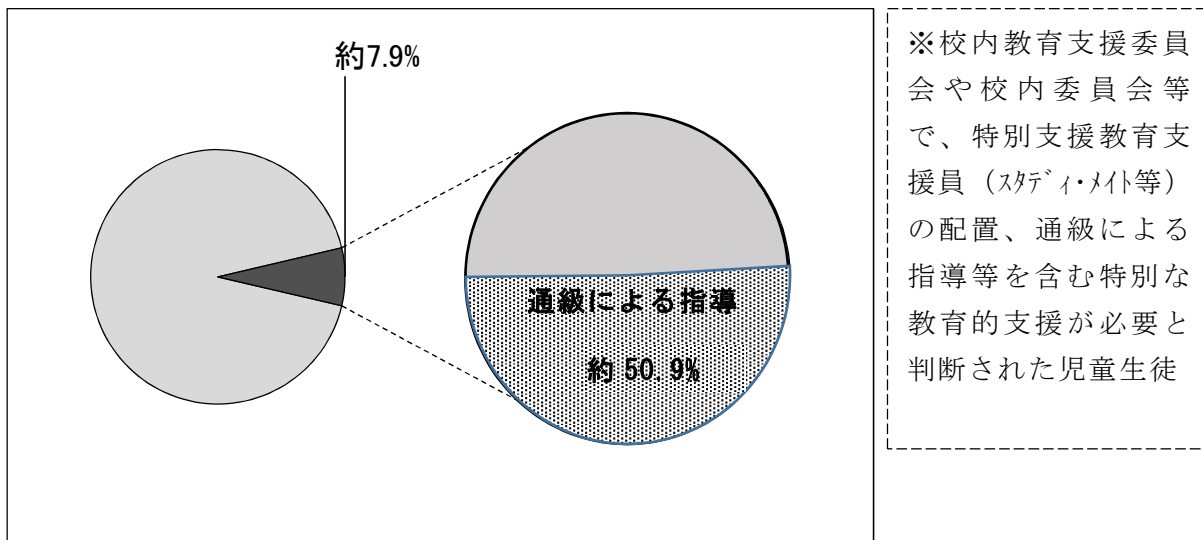
年 度	H30	R元	R2	R3(前期)
高等学校計	16	24	26	29

3 通常の学級における特別支援教育

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数

令和3年度、県内の小・中学校の通常の学級には、特別な教育的支援*を必要とする児童生徒が約7.9%在籍している。そのうち、通級による指導を受けている児童生徒は約50.9%である。

<通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒>



※校内教育支援委員会や校内委員会等で、特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）の配置、通級による指導等を含む特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒

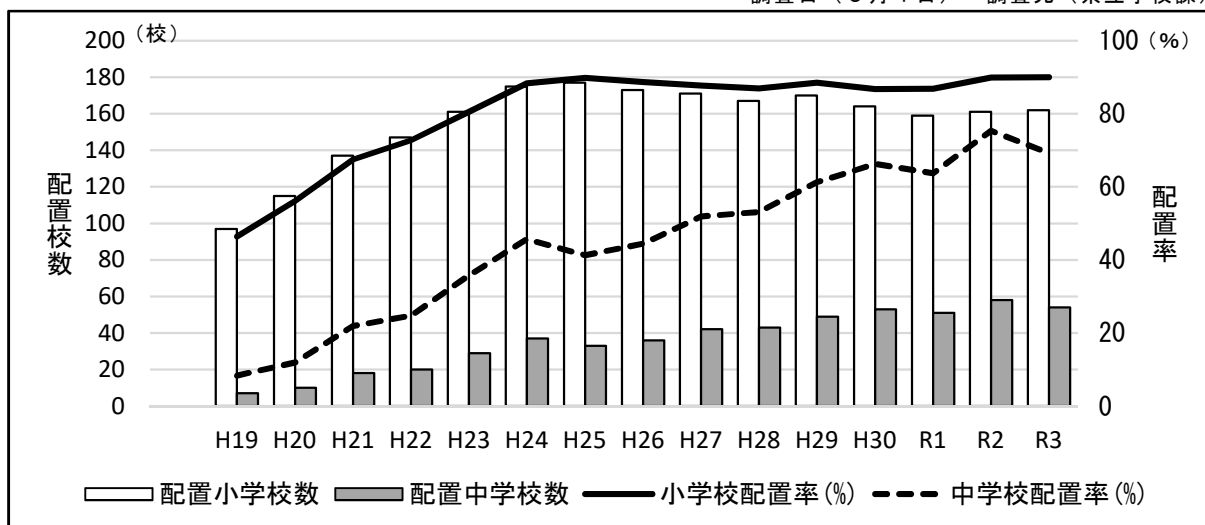
調査日（令和3年5月1日） 調査元（県立学校課）

(2) 特別支援教育支援員の配置状況

幼稚園、小学校、中学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学校生活を支援するため市町村が配置している特別支援教育支援員（スタディ・メイト等）は、令和3年度には、424人配置されており、県内の小・中学校の83.7%に配置されている。

<特別支援教育支援員の配置状況>

調査日（5月1日） 調査元（県立学校課）



4 障害のある子供と障害のない子供や地域との交流

(1) 特別支援学校における交流活動実施状況

特別支援学校における交流活動は、令和元年度は年間 280 回程度実施されている。交流活動のうち学校間交流は概ね定期的にも実施されている。近年は居住地校交流※の数も増えてきている。

※特別支援学校に通う幼児児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の幼児児童生徒と交流や学習活動を行うこと。

< 交流活動の例 >

交流相手	活動内容
児童生徒の居住地の学校	交流相手校の教科の授業・クラブ活動・給食・清掃等への参加
学校のある地域の保育所等	合同の運動遊び、歌・ゲーム・ダンス活動 合同のクリスマス会・豆まき会・お楽しみ会
学校のある地域の小学校・中学校	交流相手校の教科の授業・集会・クラブ活動・部活動等への参加 共同の清掃・花壇作り 相互の運動会・学習発表会での交流 合同の書き初め大会・餅つき会
学校のある地域の高等学校	特別支援学校への訪問（施設見学、吹奏楽演奏） 合同のレクリエーション・街頭募金活動・公民館清掃
学校のある地域の住民	特別支援学校の作業学習体験 地域のクリーン大作戦への参加 特別支援学校の運動会、夕涼みの会（寄宿舎）への参加 共同の花壇整備、さつまいもの苗植え付け・収穫 特別支援学校児童生徒の地域の行事への参加 地域の文化祭での特別支援学校紹介パネル展示、作業作品販売
その他	地域の企業や団体と共同の花壇整備 警察学校の特別支援学校体験実習（授業参加） ALTの団体との交流（英語クイズ、日本文化の紹介等） 特別支援学校生徒の老人施設での介助ボランティア 老人施設入居者との手紙・プレゼント交換 万葉朗唱の会への参加

(2) 特別支援教育に関する理解啓発の取組状況

特別支援教育の理解啓発を促すため、各種のリーフレット等を作成し、配布や総合教育センターホームページへの掲載を行っている。

<リーフレット等の例>

名 称	内 容
富山の特別支援教育	障害のある子供の多様な学びの場の理解を促すリーフレット（毎年発行）
手話教材「みんなで手話を知ろう 手話を学ぼう」	手話の理解啓発を図るためのリーフレット

○富山県総合教育センターのホームページの教育資料サイト



特別支援教育

投稿日：2021年8月2日 | 最終更新日時：2021年8月2日 | カテゴリー：特別支援教育

各種資料冊子・リーフレットを取りそろえています。
必要な資料の画像をクリックしてください。



「個別の教育支援計画」作成・活用マニュアル
子供のために先生が気づいて動ける



チェックリスト



特別支援教育学びQ&A



特別支援学級等担当者の指導用テキスト



障害のある児童生徒の就学の手引き
(第5次改訂)



すべての教員のための 知っておきたい
通級による指導

Ⅱ 学校、家庭、地域、医療・福祉・保健・労働等の関係者の連携強化

1 支援体制の整備

(1) 学校における支援体制の整備状況

<特別支援教育体制整備状況調査>

(平成30年度) 調査元(文部科学省)

	小学校		中学校		高等学校	
	富山県	全国	富山県	全国	富山県	全国
校内委員会の設置	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	97.4%
特別支援教育コーディネーターの指名	100.0%	99.9%	100.0%	99.8%	100.0%	99.1%
特別支援学級の児童生徒(a)	個別の指導計画の作成	100.0%	99.5%	100.0%	99.1%	
	個別の教育支援計画の作成	100.0%	97.2%	100.0%	96.1%	
通級による指導を受けている児童生徒(b)	個別の指導計画の作成	99.7%	95.0%	100.0%	93.7%	100.0%
	個別の教育支援計画の作成	89.7%	81.1%	86.2%	84.9%	100.0%
a, b以外で特別な支援を必要とする児童生徒	個別の指導計画の作成	95.1%	85.6%	78.2%	77.9%	67.6%
	個別の教育支援計画の作成	69.4%	74.1%	37.0%	71.8%	39.5%

※校内委員会

学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

※特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

※個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

※個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

(2) 教育相談の実施状況（県総合教育センター、県立特別支援学校）

県立特別支援学校が近隣の幼稚園、保育所、小・中学校等からの相談に応じて支援を行っている件数は、近年やや減少傾向にある。

また、県総合教育センター教育相談部特別支援教育担当への相談件数は、ほぼ横ばいである。

< 県立特別支援学校における教育相談件数 >

調査元（県立学校課）

年 度		H30	H31	R2
相 談 対 象	幼稚園・保育所	163	126	119
	小学校	317	306	239
	中学校	694	635	720
	高等学校	57	49	36
	その他	173	235	130
相談件数		1,404	1,351	1,244

< 県総合教育センター教育相談部特別支援教育担当への相談件数 >

年 度		H30	H31	R2
相 談 対 象	未就学児	25	25	26
	小学生	121	171	90
	中学生	50	42	46
	高校生	18	29	13
	その他	22	10	17
初回受理件数		236	277	192

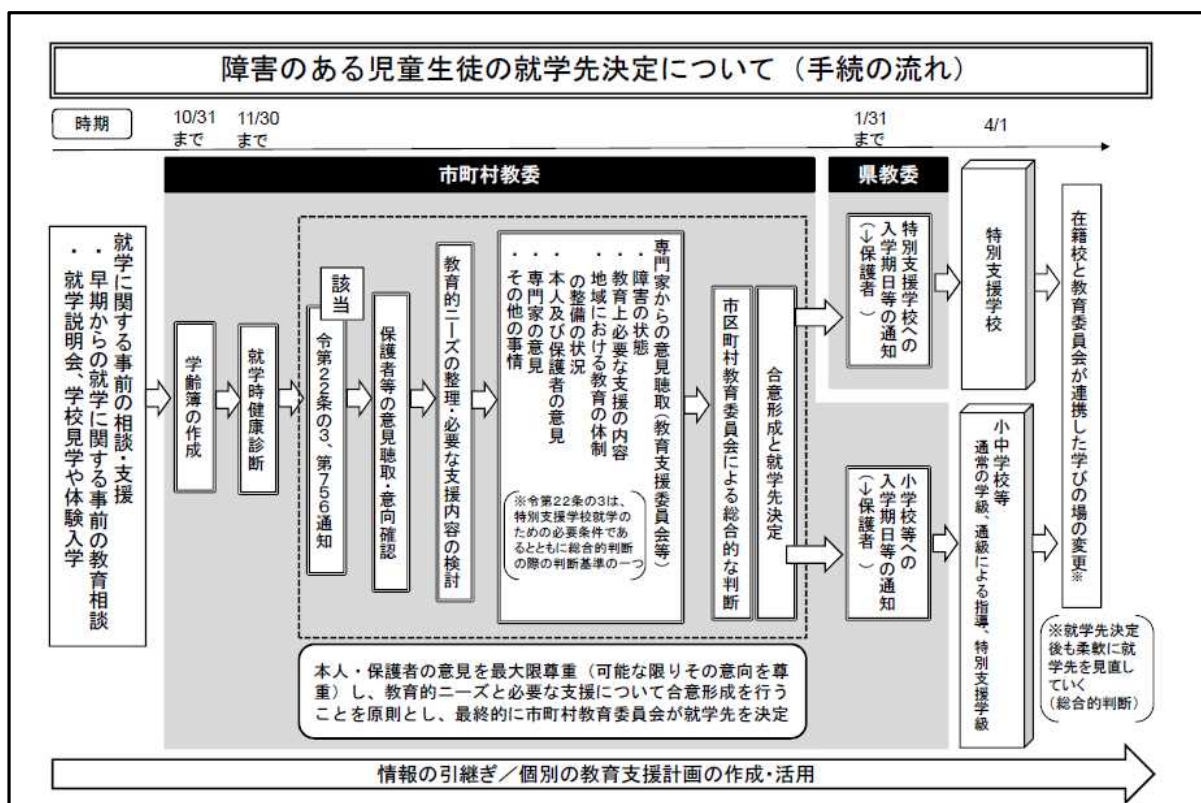
調査元（県総合教育センター）

特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能

- ① 各学校の教職員への支援機能
- ② 各学校の教職員に対する研修協力機能
- ③ 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ④ 個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- ⑤ 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑥ 児童等への施設設備等の提供機能

(3) 就学先決定の手続き

<障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）>



文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」より

本人の障害の状況だけでなく、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情から総合的に判断し、市町村教育委員会で就学先として小学校がよいのか、特別支援学校がよいのかを決定する。

また、就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら変更することができる。

2 連携強化の取組

(1) 連携強化関係事業等の実施状況

事業等	内 容	主な連携先
とやまの特別支援教育強化充実事業(富山県特別支援連携協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会 特別支援教育体制の整備、事業の推進・評価 ○早期支援部会 発達障害者等の早期発見に向けた体制の整備 ○就労・進路支援部会 障害のある生徒の就労・進路支援体制の整備 	障害福祉課 健康課 子ども支援課 労働政策課 富山児童相談所 富山労働局 他
富山型ダイサービス・特別支援学校連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ○連携協議会 富山型ダイサービスと特別支援学校及び関係部局との連携充実 ○進路協議会 富山型ダイサービス事業所の見学や意見交換 ○研修会 介助やコミュニケーションに関する実技研修、障害のある子どもの就学相談、支援に関する研修等 	富山型ダイサービス事業所 厚生企画課 障害福祉課 労働政策課 他
特別支援学校就労応援事業(就労支援連携会議(再掲))	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリア教育・就労支援ネットワーク会議全体会 各機関の連携を深め、情報交換等 ○キャリア教育・就労支援ネットワーク会議分科会 各特別支援学校で計画・実施 関係機関との連携、研修等による就労支援の充実 ○地区クラスター会議 富山・高岡高等支援学校が中心となり、地域の情報交換や情報共有 	労働政策課 障害福祉課 健康課 富山労働局 他

Ⅲ 多様な教育的ニーズに対応できる教員の専門性の向上

1 専門性向上のための研修等

(1) キャリアステージに応じた全員研修・県総合教育センターが開催する専門研修
 主な県主催の研修は以下のとおり。その他、市町村主催の研修も行われている。

<キャリアステージに応じた全員研修>

研修名	研修内容
若手教員研修(初任者・2年次・3年次)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の現状と課題 ・障害に応じた支援 ・授業における ICT 活用 ・先輩教師の教科授業参観 ・初任者の教科授業参観、授業研究
中堅教員等資質向上研修	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等としての素養 ・学習指導 ・生徒指導 ・体験型研修(社会体験研修) ・選択研修
新任教務主任研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・教務主任の自覚と使命 ・教務主任の役割と実務 ・特別支援教育と教育計画 ・教務主任としての役割と取組
新任教頭研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・面談研修 ・学校運営に関する演習 ・安全衛生研修 ・全校で取り組む特別支援教育 ・学校組織とマネジメント
特別支援学級等新任担当教員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の教育課程 ・教育課程の実際 ・障害のある児童生徒等の就学について ・「児童生徒の実態把握から、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用について」 ・授業研究 ・事例研究

<専門研修>

研修名	研修内容
特別支援教育講座	基礎から学ぶ自立活動実践コース 「自立活動の指導の在り方と実際」 「個別の指導計画と自立活動の指導の実際」
	子供の特性が分かり支援に生かせるアセスメントコース 「アセスメントによる子供の理解と指導の実際」 「日常の実態把握を指導・支援に生かす」 「『先生が気づいて動けるチェックリスト』の活用」
	読み書き支援コース 「読み書きにつまずきのある児童生徒の理解と支援について」 「つまずきに応じた学習支援の工夫 (ICT 等の活用)」
特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	<ul style="list-style-type: none"> 「通常の学級での指導に通級による指導での学びを生かす」 「通級指導教室担当者と通常の学級の担任等との連携の在り方」 「通級による指導を通常の学級での指導に生かす工夫」
発達障害教育研修会	「ライフステージに応じた指導・支援の在り方」 (幼児期から学童期、思春期を中心に)
学校で取り組む特別支援教育研修会	<ul style="list-style-type: none"> 「合理的配慮の基本的な考え方」 「合理的配慮の実際」 「合理的配慮の現状と課題」

(2) 障害種別研修

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の多様化、重度・重複化に対応するため、外部講師等を活用し、障害種別の専門的な研修を継続的に行っている。

<障害種別研修実施の推移>

調査元（県立学校課）

年 度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
県立 13 校 年間回数	61 回	59 回	54 回

<障害種別の研修内容等>

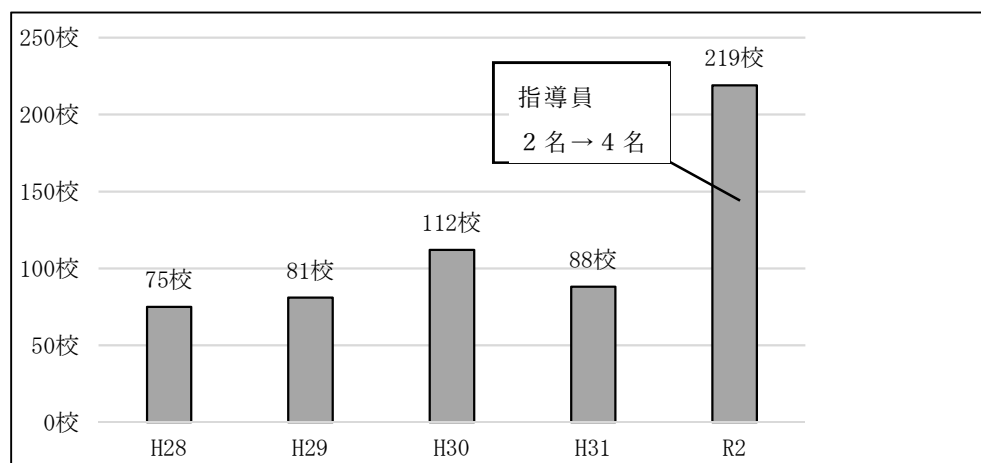
区分	研修内容	講師等
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 点字の指導について 眼疾患について 	<ul style="list-style-type: none"> 富山県視覚障害者福祉センター あさひ総合病院 眼科医師
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 手話実技講座 補聴器のフィッティング 聴覚障害のある人が安全・安心に暮らせる社会について 	<ul style="list-style-type: none"> 富山聴覚障害者協会 理研産業高岡店 金沢大学教授
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸ケアとポジショニング 重度重複障害児の摂食指導 筋緊張を緩める支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士 理学療法士
ICT 活用	<ul style="list-style-type: none"> ICT を活用した授業づくり ICT 教育について 	<ul style="list-style-type: none"> 総合教育センター科学情報部 富山大学准教授
自立活動	<ul style="list-style-type: none"> 身体の使い方、体や手先の動きに課題がある児童の対応 実態に応じたコミュニケーションに関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用について 医療と学校との連携について 福祉と教育との連携について 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援専門員 富山大学教授 医師
児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> 思春期の生徒の理解と支援 子供の心の声のうけとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 富山大学准教授 富山福祉短期大学准教授 精神科医、小児科医 臨床心理師
寄宿舍	<ul style="list-style-type: none"> 寄宿舍での支援の仕方 生徒の理解と支援について 	<ul style="list-style-type: none"> 自立地域生活支援センター 臨床心理士

(3) 専門性向上関係事業等の実施状況

「とやまの特別支援教育強化充実事業」では、発達障害等のある児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じて、それぞれの学びの場で適切な指導支援を受けることができるよう、教育事務所に特別支援教育の専門性をもった「小中学校巡回指導員」を配置している。令和2年度からは、小中学校巡回指導員を2名から4名に増員して、教員の専門性向上や支援体制の充実を図っている。また、総合教育センターに高等学校巡回指導員を2名配置している。

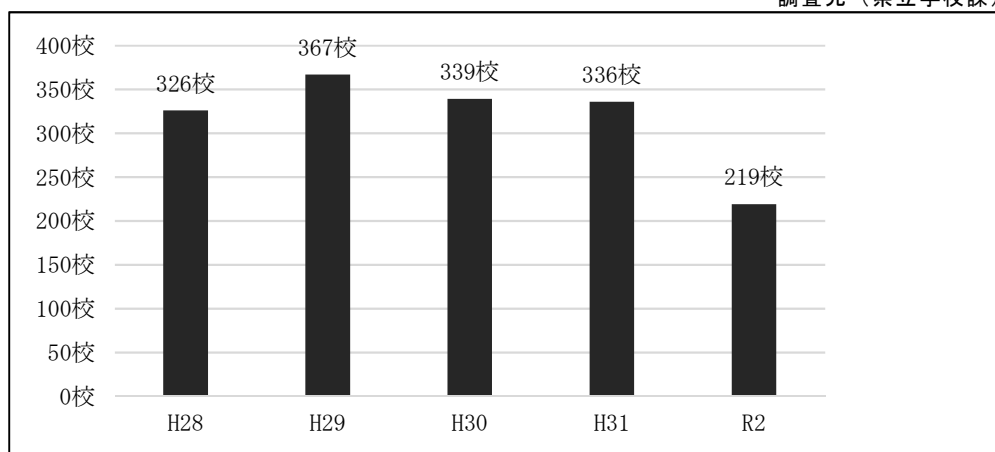
<小中学校巡回指導員によるのべ巡回校数>

調査元（県立学校課）



<高等学校巡回指導員によるのべ巡回校数>

調査元（県立学校課）



2 特別支援学校教諭免許状

(1) 特別支援学校教諭免許状の保有状況

県内の公立特別支援学校教諭の免許状保有率はこの10年間70%台であり、大きな変動はない。ここ数年は、全国平均より保有率が低い状況である。

<特別支援学校教諭免許状の保有率>

調査日(令和3年3月) 調査元(文部科学省)

	当該障害種の免許状保有者		他障害種の免許状保有者		特別支援学校教諭の免許状なし	
	全国	富山県	全国	富山県	全国	富山県
視覚障害教育	66.1%	48.3%	25.2%	34.5%	8.7%	17.2%
聴覚障害教育	59.6%	36.0%	29.9%	52.0%	10.5%	12.0%
知的障害教育	88.0%	72.1%	0.6%	1.4%	11.4%	26.5%
肢体不自由教育	85.7%	76.9%	3.1%	0.0%	11.2%	23.1%
病弱教育	80.3%	81.8%	8.4%	4.5%	11.2%	13.6%
合計	84.9%	70.0%	3.9%	6.0%	11.2%	23.9%

<公立特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有状況の推移>

(単位: %)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
全国	70.0	70.8	71.3	72.5	74.1	75.7	77.6	79.7	83.0	84.9
富山県	71.4	72.3	73.4	74.2	74.3	72.5	71.8	70.8	70.2	70.0

調査元(文部科学省)

(2) 特別支援学校教諭免許状取得のための取組

①特別支援学校教諭免許状認定講習の開設

- ・実務経験3年以上の教員は、最低6単位取得で免許状取得
- ・学校の夏季及び冬季休業中に3講座/年を開講し、2年間で免許状取得が可能

②教員採用

- ・特別支援学校教諭免許状取得者を加点对象とする。(平成28年度～)
- ・特別支援学校教諭免許状を取得していない者に、採用後5年以内に免許状を取得することを条件として受験資格を与える。

IV ICTや専門家の活用等による指導の充実

1 ICT環境の整備

R3.8月

<ハードウェア面>

○県立特別支援学校の児童生徒（専攻科を除く）にiPadを1人1台整備完了予定

○県立特別支援学校のHR教室や特別教室3教室に、無線LAN環境を整備予定

整備完了

<ソフトウェア面>

○統合型校務支援システムの導入

- ・業者によるデモンストレーション（7月）
- ・富山県教育DX推進会議第3回校務支援システム検討部会（8月以降）

準備

<活用支援>

○ICT支援員の配置（9月～）

配置

○GIGAスクールサポーターの配置（8月後半～）

配置

<人材育成>

○特別指導者招へい事業（特別支援教育部門）研修講座（1日研修を年10回）

研修の実施

○1人1台端末時代のICT活用講座（半日研修を年4回）

研修の実施

2 指導における外部専門家等の活用状況

(1) 講師を活用した指導の例

外部専門家等を活用し、指導の充実を図っている。講師等は以下のとおりである。

調査元（県立学校課）

区分	講師等
自立活動*	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士 言語聴覚士 理学療法士 音楽療法士 富山県視覚障害者福祉センター 富山県聴覚障害者協会手話通訳者
職業教育	<ul style="list-style-type: none"> 障害者職業カウンセラー ウエルシアオアシス株式会社支援教育コーディネーター ヴィスト株式会社（就労移行支援事業所）
教科指導	<ul style="list-style-type: none"> 朗読家 ALT いずみミュージックスクール
全般	<ul style="list-style-type: none"> 日本福祉大学教授 特定非営利活動法人支援機器普及協会 陶芸家 臨床心理士 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 有沢橋病院・真生会富山病院 富山大学教授 富山福祉短期大学社会福祉学科教授 上越教育大学大学院教授 富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」 めひの野園自閉症地域生活支援センター 女性子ども相談室

※障害のある子供たちの個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導

(2) 特別支援学校における看護師配置状況（高岡市立こまどり支援学校を含む）

医療的ケアが必要な児童生徒は増加してきている。特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため看護師を配置している。

<医療的ケア実施校数及び看護師配置数>

調査元（県立学校課）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
医療的ケア実施校	2	2	4	4	3	3	4	4	5	6	5	6	6	6	6	6	6	6
看護師配置数	2	2	5	5	6	6	8	8	10	10	10	14	18	18	21	24	25	26

V 企業等と学校、家庭が一体となった就労支援

1 卒業後の進路状況

(1) 県立特別支援学校(12校) 高等部卒業生の進路状況

調査元(県立学校課)

卒業年度	H30	R 1	R 2
進学	10(5.4%)	1(0.5%)	13(7.6%)
就職	58(31.4%)	66(36.3%)	51(30.0%)
福祉的就労	65(34.9%)	69(37.9%)	46(27.1%)
生活介護	28(15.1%)	36(19.8%)	46(27.1%)
入所・入院	15(8.1%)	4(2.2%)	6(3.5%)
在宅	2(1.1%)	2(1.1%)	5(2.9%)
その他	8(4.3%)	4(2.2%)	3(1.8%)
合計	186	182	170

※福祉的就労：就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

(2) 高等特別支援学校※(2校) 卒業生の進路状況

調査元(県立学校課)

卒業年度	H30	R 1	R 2
進学	0(0%)	0(0%)	0(0%)
就職	27(81.8%)	35(94.6%)	31(83.8%)
福祉的就労	6(18.2%)	1(2.7%)	5(13.5%)
生活介護	0(0%)	0(0%)	0(0%)
入所・入院	0(0%)	0(0%)	0(0%)
在宅	0(0%)	0(0%)	1(2.7%)
その他	0(0%)	1(2.7%)	0(0%)
合計	33	37	37

※軽度知的障害のある生徒の就労を目的とする学校。富山県には富山高等支援学校、高岡高等支援学校の2校がある。

(3) 高等特別支援学校(2校) 卒業生就職先での主な業務(H30~R2年度卒)

業務の内容	人数(割合)
製造	34(36.6%)
卸・小売り、飲食	23(24.7%)
清掃	19(20.4%)
福祉・医療・介護	9(9.7%)
事務	4(4.3%)
サービス	3(3.2%)
農業	1(1.1%)
合計	93(100.0%)

調査元(県立学校課)

(4) 高等特別支援学校(2校)卒業生の職場定着状況

卒業年度	就職者数 (a)	離職者数 (3年以内) (b)	再就職者数 (3年以内)	就職者 定着率 (a-b)/a
H27	25人	6人	5人	76.0%
H28	32人	5人	1人	84.4%
H29	30人	8人	3人	73.3%
計	87人	19人	9人	78.2%

調査元(県立学校課)

2 就労支援の取組

(1) 就労支援関係事業等の実施状況

事業の名称	内 容	主管課
特別支援学校就労応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校就労応援コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・富山・高岡高等支援学校に各1名配置、就業体験や就職の受入企業を開拓。 ○「特別支援学校就労応援団とやま」の結成 <ul style="list-style-type: none"> ※詳細は、次頁に別記 ○障害者就労定着サポーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・高等特別支援学校に1名配置、卒業生の職場定着支援を実施。 ○就労支援連携会議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・[全体会] 特別支援学校、企業、行政等の関係者の、関係機関の連携強化や情報交換 ・[分科会] 各校で計画・実施。関係機関との連携強化や職員・生徒・保護者への研修等 ・[地区クラスター会議] 各地域における進路指導主事、特別支援学校就労応援コーディネーター等による情報交換 	県教育委員会 県立学校課
キャリア教育アドバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ○4地区(新川、富山、高岡、砺波)に1名ずつ配置し、高等学校からの要請に応じた支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援や早期離職防止に向けた取組み ・インターンシップの推進 ・進路講演会等の企画・推進 	県教育委員会 県立学校課
職場体験の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校高等部生徒を対象とした職場体験を実施(県庁内) 	労働政策課
障害者を対象とした職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○ハロートレーニング特別支援学校早期コース 事業所を訓練委託先とし、実際の職場での実習を通して作業能力や労働習慣を身に付け、就職を目指す。 	県技術専門学院

○「特別支援学校就労応援団とやま」

目的：障害のある生徒の就労の理解啓発、生徒の希望や障害の状態に応じた多様な職場見学先企業や就業体験先の確保

内容：以下のいずれかに協力できる企業等を、応援企業として登録

- (1) 生徒・保護者・教職員等を対象とする職場見学の受入
- (2) 生徒の産業現場における実習（就業体験）の受入
- (3) 特別支援学校の授業における生徒への技術指導や教員への助言
- (4) 特別支援学校における就労支援関係研修会・会議への講師派遣や出席
- (5) 特別支援学校の生徒の雇用促進
- (6) その他、特別支援学校が取り組む就労支援への協力

登録状況：68社が登録（令和3年7月現在）

(2) 高等部学科設置状況（県立特別支援学校 12校）

学校名	障害種別	学科名		
富山視覚総合支援学校	視覚障害	保健理療	専攻科	理療
	視覚障害 病弱	普通科		保健理療
富山聴覚総合支援学校	聴覚障害	産業工芸	専攻科	産業工芸
		生活情報		生活情報
		機械		機械
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害	福祉・サービス		
		機械		
高岡聴覚総合支援学校	聴覚障害	生活情報		
		福祉・サービス		
にいかわ総合支援学校	知的障害 肢体不自由	産業技術		
		生活文化		
しらとり支援学校	知的障害	産業技術		
		生活文化		
富山高等支援学校	知的障害	生産・サービス		
高岡支援学校	知的障害	産業		
		生活文化		
高岡高等支援学校	知的障害	生産・サービス		
となみ総合支援学校	知的障害 肢体不自由	産業技術		
		生活文化		
富山総合支援学校	肢体不自由 知的障害	産業工芸		
		生活文化		
高志支援学校	肢体不自由	普通		
ふるさと支援学校	病弱	普通		

(3) 実習や就業体験の実施

①富山高等支援学校（軽度知的障害のある生徒が在籍）の例

< 1 週間の学習内容 > 全学年共通 30 時間 / 週

教科等	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報	作業学習	H	探究的時間	総合的な	自立活動
時間	2	1	2	0.5	1	1	3	1	2	0.5	1	12	1	1	1	1

< 作業学習 >

- ・ 作業活動を中心として、就労に必要な知識・技能・態度等を身に付ける。
- ・ 週に 12 時間実施。火曜日と木曜日は、1～6 限まで作業学習の時間。
- ・ 1 学年では、生徒全員が 5 つの作業班をすべて体験し、自らの能力や適性を理解するための実習を行う。
- ・ 2・3 学年では、就職と職場定着を目指し、能力や適性、希望に応じた分野の専門的な実習を行う。

作業班	実習等の内容
ものづくり [木材加工]	・ 木材製品製作（コースター、小物トレイ、ベンチ等）
ものづくり [食品加工]	・ 乾燥果物・野菜製品製作（干し梨、みそ汁の具セット等） ・ みそ造り ・ 委託作業（野菜の皮むき等）
流通	・ 委託作業（商品のセット、工業製品の分解・分別等） ・ 事務補助（書類の印刷・封入、パソコン入力等）
環境	・ 屋内環境整備（清掃機器の操作、校内清掃等） ・ 屋外環境整備（植栽帯整備、除草、芝管理、除雪等）
福祉	・ 介護補助（車いす操作、ベッドメイキング等） ・ 家事作業（洗濯、洗濯物たたみ、アイロンがけ等）

< 就業体験 >

- ・ 学校で培った力を基に、一定期間自宅から企業等に通って実際に働く体験をし、働く習慣や職場でのルールなど、就労に必要な能力を身に付ける。

学年	期間等
1 学年	1 学期・2 学期・3 学期に各 1 回、それぞれ 1 週間程度 ※ 1 学期は、校内での就業体験
2 学年	1 学期・2 学期・3 学期に各 1 回、それぞれ 2 週間程度
3 学年	1 学期・2 学期・3 学期に各 1 回、それぞれ 3 週間程度

②しらとり支援学校高等部（知的障害の程度が比較的重い生徒が在籍）の例
 <作業学習>

- ・作業活動を中心として、就労や社会生活に必要な知識・技能・態度等を身に付ける。
- ・週に10時間実施。
- ・生徒の進路希望や障害の状態に応じた実習を選択して行う。

作業班	実習等の内容
クラフト	・小皿・土鈴（焼きもの）作り ・牛乳パックを利用した紙工製品作り
ハウス ワーキング	・クッキー作り ・刺し子製品作り
クリーニング	・洗濯物干し、アイロンがけ ・校内の窓清掃
園芸	・野菜の栽培
エコ・ワーク	・アルミ缶・ペットボトルの圧縮 ・新聞紙を使ったエコバック作り
事務サービス	・コピー用紙の補充、廃棄書類のシュレッダーがけ ・メモ用紙・カレンダー作り

<就業体験（生活体験）>

- ・学校で培った力を基に、一定期間自宅から企業等や福祉事業所に通って実際に体験をし、就労や社会生活に必要な能力を身に付ける。

学年	期間等
1 学年	1 学期・2 学期に各 1 回、それぞれ 2 週間、校内就業体験
2 学年	1 学期・2 学期に各 1 回、障害の状態や受入先の状況に応じて、3 日～2 週間程度
3 学年	1 学期・2 学期に各 1 回、障害の状態や受入先の状況に応じて、3 日～2 週間程度

VI 特別支援学校の施設設備等、教育環境の整備

1 特別支援学校における障害に応じた施設・設備の整備状況

障害種別	施設・設備等の例
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロック（誘導ブロック・警告ブロック）、廊下移動用手すり ・正面玄関音声案内（自動ドア開閉時） ・警告用点字鋏（自分の立ち位置を確認） ・火災報知器（音声案内付：体育館のみ）
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイムの回転灯（パトライト）連動表示 ・電話着信時の回転灯（パトライト）連動表示（聴力測定室） ・緊急テロップTV放送 ・見える校内放送 ・デジタルワイヤレス補聴援助システム ・FM補聴システム ・防音室（聴力測定室）、高性能オージオメータ（一般・幼児用）
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・行動観察室 ・水治訓練室、シャワー室 ・カームダウンルーム ・クッション材付壁（体育館） ・シャワー付きトイレ（小学部各教室） ・自動水栓 ・開閉制限施錠機能付き強化ガラス（各教室） ・埋め込み式トランポリン
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、エレベータ、手すり、階段昇降機 ・自動ドア、スライド式ドア、バリアフリー床、クッション材付きの壁 ・広いスペース、車椅子置き場のある玄関 ・水治訓練室、吊り下げ遊具用フック ・天井走行型リフト、避難用すべり台 ・リフト付きスクールバス、児童生徒移動用台車 ・高さ可動式調理台 ・車椅子自動対応自動生徒机 ・車いす用トイレ（多目的トイレ）、車椅子対応洗面水洗、自動水栓 ・各教室にベッド
病弱	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン、壁扇風機設置 ・エレベータ、スロープ、手すり、自動ドア ・空気清浄機 ・教室内に水洗台 ・視線検出式入力装置

調査日（R3.7月） 調査元（教育企画課）

2 防災・防犯・健康のための設備整備状況

<耐震化工事>

構造体耐震化率 調査元（文部科学省）

年度	H17	H22	H27	R 2
整備率	53.7%	66.7%	92.6%	100%

※平成 29 年度に 100%を達成

<空調設備設置>

設置率 調査元（文部科学省）

年度	H26	H29	H30	R 元	R 2
普通教室	36.5%	100%	100%	100%	100%
特別教室	32.7%	40.7%	50.3%	52.3%	99.1%

ほか、体育館暖房を設置

<トイレの洋式化>

・洋便器率：97.1% 調査日（R2.9.1） 調査元（文部科学省）

3 特別支援学校の教室不足状況 調査日（R 元.5.1） 調査元（文部科学省）

県内の公立特別支援学校において、児童生徒等の増加に伴う一時的な対応をしている教室数は 16 教室。うち 4 教室は今後整備が必要。

- ・特別教室の転用 8 教室
- ・管理諸室の転用 3 教室
- ・教室の間仕切り 5 教室

特別支援学校設置基準について

現在、文部科学省より、「特別支援学校設置基準の制定（案）」が示されている。施設設備に関する概要は、以下のとおり。（参考資料に概要の全体を掲載）

i) 一般管理について

特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないこととする。

ii) 校舎及び運動場の面積等について

ア 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とすることとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

イ 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができることとする。

iii) 校舎に備えるべき施設について

ア 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室とは、それぞれ兼用することができることとする。

- ① 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）

② 自立活動室

③ 図書室(小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。)、保健室

④ 職員室

イ 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

iv) その他の施設について

特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあっては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

v) 校具及び教具について

ア 特別支援学校には、部及び学科の種類、学級数並びに幼児、児童及び生徒の数並びに障害の種類及び程度等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないこととする。

イ 校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないこととする。

vi) 他の学校等の施設及び設備の使用について

特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとする。

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

・障害者権利条約批准に基づき障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
 ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキユリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

令和3年度 特別支援教育の推進

富山県教育委員会

とやまの特別支援教育強化充実事業

障害のある子どもが小学校就学前から高等学校卒業後に至るまでの各段階に応じて十分な指導と支援を受けられるよう、早期からの相談体制の整備、学校への支援の充実、就労支援の充実、教員の専門性の向上に向けた取組み等による特別支援教育の強化充実を図る。

富山の特別支援教育将来構想策定事業

富山版「特別支援教育将来構想会議(仮称)」を設置し、社会状況の変化を踏まえた、富山県の特別支援教育・就労支援の将来構想策定に向けた検討を行う。

特別支援学校
幼稚園
保育所等
児童部

特別支援学校
小学校・中学校
小学部・中学部

特別支援学校
高等学校
高等部

学校卒業後
企業等

1 就学相談体制の整備

就学時健診等におけるチェックリストの活用
★ 早期の気付き、早期支援の実施

★ 適切な就学決定

- ・市町村が主催する地区相談会へ小中学校巡回指導員を派遣
- ★ 幼稚園・保育所から小学校への確実な引き継ぎ

2 学校への支援の充実

小中学校巡回指導員の配置(4名)
★ 小中学校に対する専門的な指導助言
・ 東西事務所に各2名
・ 全ての通級指導教室を巡回
・ 「個別の教育支援計画」の作成・活用
・ 合理的配慮の提供に関する指導助言
・ 児童生徒・保護者との合意形成等に向けた指導助言

★ 学校が相談できる体制充実に向けた専門的人材の配置・活用

各学校教育段階のチェックリストの活用
★ 気付きを促し、適切な指導・支援の実施
個別の教育支援計画の作成・活用促進
★ マニュアルやリーフレットの活用による学校支援
通級による指導について理解を促す保護者用リーフレットの作成・活用
スタディ・メイクトジュニアの派遣
・ 富山大学の教員志望学生を小学校へ派遣
スタディ・メイトの養成と研修
※ 市町村が配置するスタディ・メイトの養成講座、資質向上研修の実施
専門家チームの設置
・ 障害による困難の判断、対応について指導助言

3 就労支援の充実

特別支援学校就労支援事業
★ さらなる就労支援体制を推進
障害者雇用の理解啓発に向けた就業体験等の協力企業による「特別支援学校就労応援団とやま」の登録促進

特別支援学校就労応援コーディネーターの配置(2名)

- ・ 富山高等支援学校、高岡高等支援学校へ各1名配置
- ・ 就業体験や雇用受入先の開拓

障害者就労定着サポーターの配置(1名)
・ 高等特別支援学校に配置
・ 事業所を巡回し職場定着に向けた支援

4 教員の専門性の向上

【目指す姿】
全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付け、支援を必要とする子供を見つめる力を持ち、専門家の指導助言も受けながら、適切な判断や対応をすることができる。

- ◇ キャリアステージに応じた専門性向上研修
 - ① 若手研修(1年目)
 - ② 6年次教職員研修
 - ③ 11年次研修の特別支援学校での体験研修
 - ④ 新任教務主任研修、新任教頭研修
- ◇ 校内研修会の拡充
小中学校巡回指導員や高等学校巡回指導員を講師とした校内研修の実施

特別支援学校教諭免許状取得の推進

免許状取得のための「免許法認定講習」を開設
・ 実務経験3年以上の教員は、最低6単位取得で免許取得
・ 学校の夏季及び冬季休業中に3講座/年を開講し、2年間での免許取得が可能

5 関係機関との連携

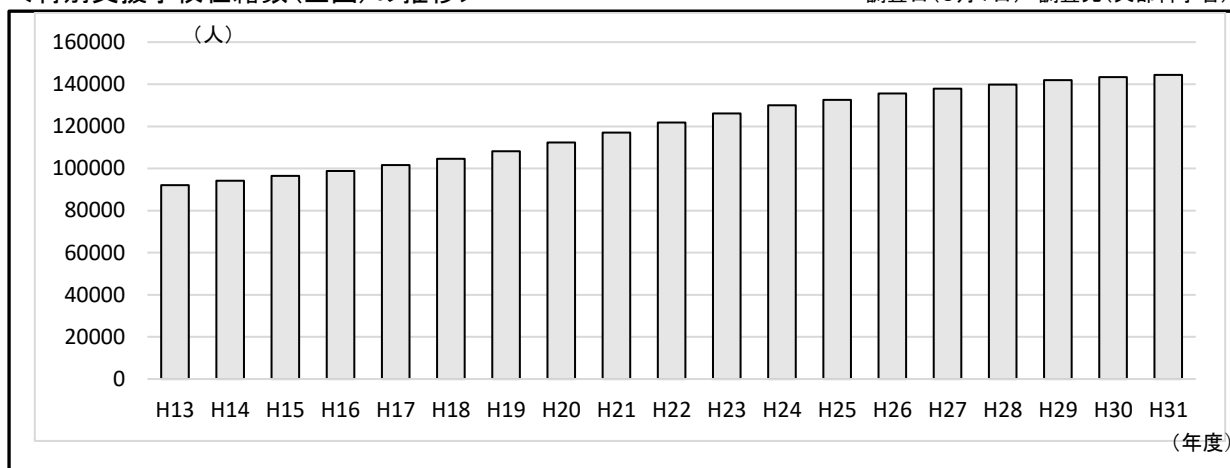
★ 教育・医療・保健・福祉・労働等の連携を強化し、社会の様々な機能を活用した支援の充実
富山県特別支援連携協議会
・ 厚生部「富山県発達障害者支援地域協議会」と合同開催
キャリア教育・就労支援ネットワーク会議
・ 全体会議、地区クラスター会議、分科会

特別支援学校・特別支援学級の設置数及び在籍者数、通級による指導を受けている児童生徒数等の推移（全国）

1 特別支援学校

<特別支援学校在籍数(全国)の推移>

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)



年 度	H13	H18	H23	H28	H31
特別支援学校在籍者数	92,072	104,592	126,123	139,821	144,434

<障害種別の推移>

年 度	H13	H18	H23	H28	H31
視 覚 障 害	4,001	3,688	5,882	5,587	5,083
聴 覚 障 害	6,829	6,544	8,660	8,425	8,175
知 的 障 害	58,866	71,453	111,468	126,541	131,985
肢 体 不 自 由	18,289	18,717	31,612	31,889	31,094
病 弱	4,087	4,190	19,589	19,559	18,863

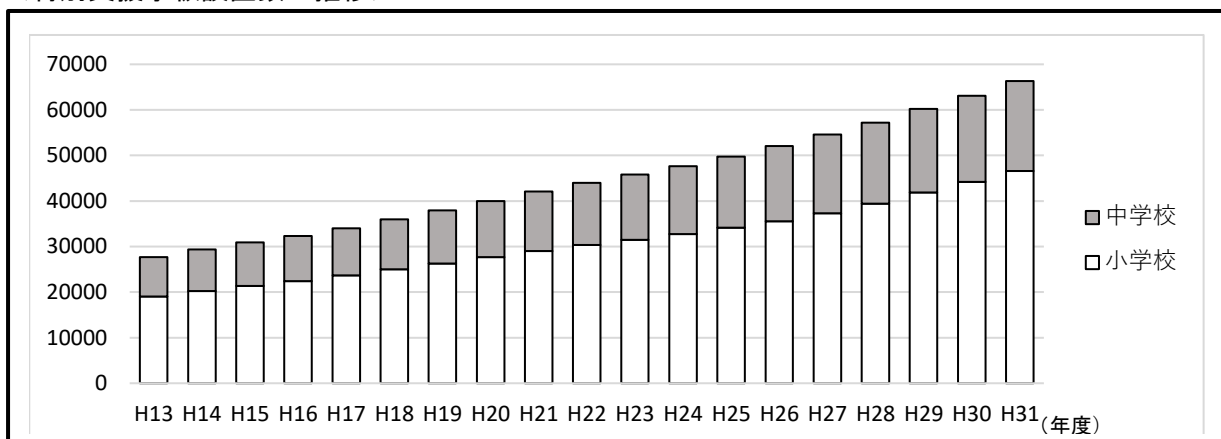
※平成18年までは学校種（視覚障害＝盲学校、聴覚障害＝聾学校、知的障害＝知的障害養学校、肢体不自由＝肢体不自由養護学校、病弱＝病弱養護学校）ごとに集計。

平成19年以降は、複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種に重複してカウントしている。

2 特別支援学級

<特別支援学級設置数の推移>

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)

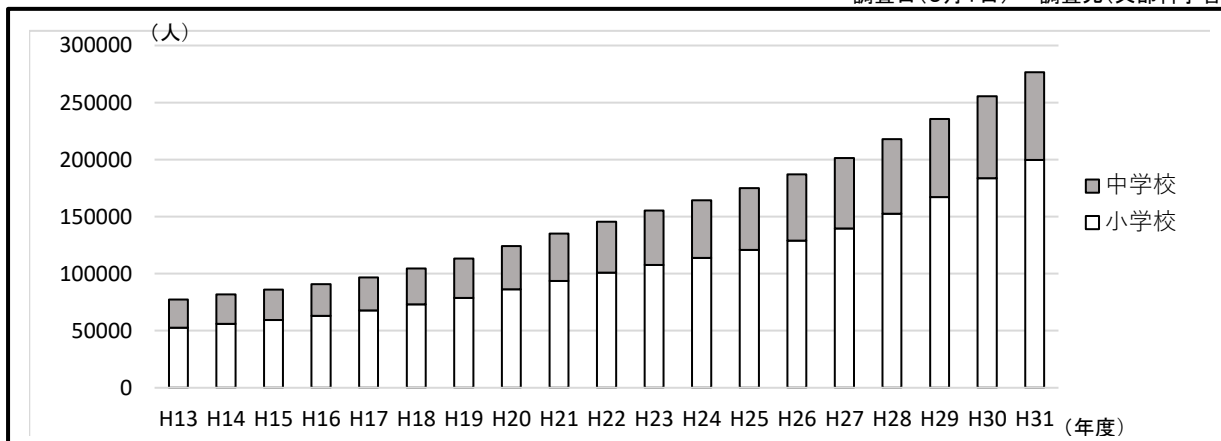


年 度	H13	H18	H23	H28	H31
特別支援学級数	27,711	35,946	44,010	※57,301	※66,655
小学校	19,046	24,994	31,507	39,386	46,590
中学校	8,665	10,952	14,300	17,842	19,717
義務教育学校	-	-	-	73	348

※H28年度より、特別支援学級数に義務教育学校分も加算

<特別支援学級在籍児童生徒数の推移>

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)

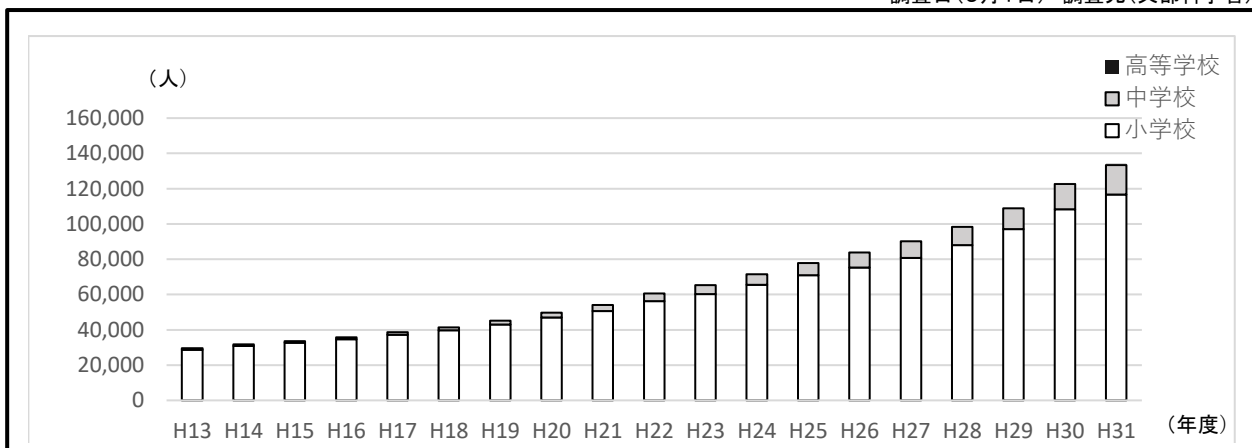


年 度	H13	H18	H23	H28	H31
在籍児童生徒数	77,240	104,544	155,255	※218,127	※278,140
小学校	42,551	73,151	107,597	152,580	199,564
中学校	24,689	31,393	47,658	65,259	77,112
義務教育学校	-	-	-	288	1,464

3 通級による指導

＜通級による指導を受けている児童生徒数の推移＞

調査日(5月1日) 調査元(文部科学省)



年 度	H13	H18	H23	H28	H31
在籍児童生徒数	29,565	41,448	65,360	98,311	※134,185

※H30年度より、在籍児童生徒数に義務教育学校分も加算

＜小学校＞

年 度	H13	H18	H23	H28	H31
小学校 計	28,681	39,764	60,164	87,928	116,633
弱視	148	128	111	161	191
難聴	1,235	1,495	1,710	1,677	1,775
肢体不自由	2	5	6	69	82
病弱・身体虚弱	-	16	31	13	24
言語障害	24,725	29,527	31,314	36,413	39,106
自閉症・情緒障害	2,571	5,927	14,225	23,334	37,197
学習障害	-	1,195	6,455	11,636	17,632
注意欠陥多動性障害	-	1,471	6,312	14,625	20,626

＜中学校＞

年 度	H13	H18	H23	H28	H31
中学校 計	884	1,684	5,196	10,383	16,765
難聴	231	282	341	414	423
肢体不自由	1	1	3	23	38
病弱・身体虚弱	-	6	19	14	15
言語障害	125	186	293	380	556
自閉症・情緒障害	515	883	2,449	4,366	7,142
学習障害	-	156	1,358	2,907	4,631
注意欠陥多動性障害	-	160	714	2,261	3,933

特別支援学校設置基準の制定（案）概要

令和3年5月
文部科学省
初等中等教育局

1 趣旨

現在、特別支援学校については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に、設備編制の基本的事項についてのみ定められている。

今回、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第三条に基づき、特別支援学校設置基準（文部科学省令）を制定するものである。

制定に当たっては、①特別支援学校を設置するために必要な最低の基準とするとともに、②地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定することを基本方針とする。

2 制定内容

(1) 総則

i) 趣旨について

ア 特別支援学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

イ この省令で定める設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準とすることとする。

ウ 特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないこととする。

ii) 設置基準の特例について

ア 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（イにおいて「都道府県教育委員会等」という。）は、特別支援学校の高等部に二以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の高等部の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

イ 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この省令に示す基準によらなければならないこととする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができることとする。

(2) 学科

i) 学科の種類について

ア 特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとすることとする。

① 普通教育を主とする学科

② 専門教育を主とする学科

イ 普通教育を主とする学科は、普通科とすることとする。また、専門教育を主とする学科は、次のとおりとすることとする。

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科

- ・ 家庭に関する学科
- ・ 音楽に関する学科
- ・ 理療に関する学科
- ・ 理学療法に関する学科

② 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科

- ・ 農業に関する学科
- ・ 工業に関する学科
- ・ 商業に関する学科

- ・ 家庭に関する学科
 - ・ 美術に関する学科
 - ・ 理容・美容に関する学科
 - ・ 歯科技工に関する学科
- ③ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う学科
- ・ 農業に関する学科
 - ・ 工業に関する学科
 - ・ 商業に関する学科
 - ・ 家庭に関する学科
 - ・ 産業一般に関する学科

(3) 編制

i) 一学級の幼児、児童又は生徒数について

- ア 幼稚部の一学級の幼児数は、五人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱（身体虚弱を含む。以下同じ。）のうち二以上を併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- イ 小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒数は、六人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。
- ウ 高等部の一学級の生徒数は、八人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）以下とすることとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

ii) 学級の編制について

- ア 幼稚部の学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別な事情があるときは、数学年の幼児、児童又は生徒を一学級に編制することができることとする。
- イ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち二以上を併せ有する幼児、児童又は生徒で編制することができることとする。

iii) 教諭等の数等について

- ア 複数の部又は学科を置く特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。
- イ 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（ウにおいて「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とすることとする。
- ウ 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができることとする。

iv) 養護教諭等について

特別支援学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の幼児、児童及び生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならないこととする。

v) 実習助手について

高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

vi) 事務職員について

特別支援学校には、部の設置の状況、幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かななければならないこととする。

vii) 寄宿舎指導員の数について

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の寄宿舎

指導員を置かなければならないこととする。

viii) 他の学校の教員等との兼務について

特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができるとする。

(4) 施設及び設備

i) 一般管理について

特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないこととする。

ii) 校舎及び運動場の面積等について

ア 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とすることとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

イ 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができることとする。

iii) 校舎に備えるべき施設について

ア 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室とは、それぞれ兼用することができることとする。

① 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）

② 自立活動室

③ 図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室

④ 職員室

イ 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

iv) その他の施設について

特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあっては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。

v) 校具及び教具について

ア 特別支援学校には、部及び学科の種類、学級数並びに幼児、児童及び生徒の数並びに障害の種類及び程度等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないこととする。

イ 校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないこととする。

vi) 他の学校等の施設及び設備の使用について

特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとする。

3 附則

(施行期日等)

ア 令和4年4月1日から施行することとする。ただし、2(3)及び(4)並びに別表の規定は、令和5年4月1日から施行することとする。

イ 2(3)及び(4)並びに別表の規定施行の際、現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができることとする。

(学校教育法施行規則の一部改正)

ウ 特別支援学校設置基準の策定に伴い、学校教育法施行規則第二百十条から第二百三条までを削除するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止)

エ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令(昭和四十一年文部省令第二号)は、廃止することとする。

特別支援学校設置基準における校舎面積の算定式

校舎

	視覚		聴覚		知的		肢体不自由		病弱	
	幼児、児童又は生徒数	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)	面積 (平方メートル)
小学部 又は 中学部	一以上 十八以下	1110	950	1070	1210	870				
	十九以上 百八以下	1110+24 (児童又は生徒数-18)	950+24 (児童又は生徒数-18)	1070+27 (児童又は生徒数-18)	1210+30 (児童又は生徒数-18)	870+24 (児童又は生徒数-18)				
	百九以上	3260+16 (児童又は生徒数-108)	3120+16 (児童又は生徒数-108)	3540+17 (児童又は生徒数-108)	3920+21 (児童又は生徒数-108)	3090+15 (児童又は生徒数-108)				
高等部 (単独)	一以上 二十四以下	1410	1240	1260	1570	1160				
	二十五以上 百四十四以下	1410+17 (生徒数-24)	1240+17 (生徒数-24)	1260+20 (生徒数-24)	1570+22 (生徒数-24)	1160+17 (生徒数-24)				
	百四十五以上	3470+13 (生徒数-144)	3340+13 (生徒数-144)	3680+14 (生徒数-144)	4200+17 (生徒数-144)	3300+13 (生徒数-144)				
高等部 (併置)	一以上 二十四以下	480	480	490	590	480				
	二十五以上 百四十四以下	480+21 (生徒数-24)	480+20 (生徒数-24)	490+22 (生徒数-24)	590+26 (生徒数-24)	480+20 (生徒数-24)				
	百四十五以上	2990+13 (生徒数-144)	2930+13 (生徒数-144)	3140+14 (生徒数-144)	3710+18 (生徒数-144)	2930+13 (生徒数-144)				
幼稚部	一以上 五以下	190	170	190	220	190				
	六以上	190+18 (幼児数-5)	170+18 (幼児数-5)	190+18 (幼児数-5)	220+22 (幼児数-5)	190+18 (幼児数-5)				

(備考)

- ・小学部及び中学部を置く特別支援学校は小学部及び中学部の在籍者数を合算することとする。
- ・重複障害を有する幼児児童生徒は、主たる障害区分により、その数を幼稚部は1.67倍、小学部及び中学部は2倍、高等部は2.67倍して算定することとする。
- ・視覚障害者である幼児児童生徒、聴覚障害者である幼児児童生徒、知的障害者である幼児児童生徒又は病弱者である幼児児童生徒の2以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る基準面積は、障害区分ごとに、部毎(小学部及び中学部を置く場合は小学部及び中学部)の全幼児児童生徒数をそれぞれ当該障害区分の幼児児童生徒数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児児童生徒数により加重平均した面積とする。

特別支援学校設置基準における運動場面積の算定式

運動場

小学部		中学部又は高等部		幼稚部	
児童数	面積 (平方メートル)	生徒数	面積 (平方メートル)	幼児数	面積 (平方メートル)
一以上 二百四十以下	2400	一以上 二百四十以下	3600	十以下	360
二百四十一以上	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$	二百四十一以上	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$	十一以上	$360 + 10 \times (\text{幼児数} - 10)$

(備考)

- ・ 中学部及び高等部を置く特別支援学校は中学部及び高等部の在籍数を合算することとする。
- ・ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の2以上の部を置く特別支援学校の運動場の必要面積は、在籍数及び学級数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の運動場面積とする。